

生駒市総合公園体育施設リニューアル事業基本設計・実施設計業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務の目的

生駒市総合公園体育施設は、昭和59年のわかき国体開催にあわせて整備されて以降、本市スポーツ振興の中核施設として、市民スポーツ、健康づくり、各種大会の開催など多様な役割を担ってきた。しかしながら、施設整備から40年以上が経過し、建築物及び設備の老朽化が進行するとともに、近年の多様化するスポーツニーズやユニバーサルデザイン、防災機能、環境性能等への対応が課題となっている。

また、令和6年度に実施した「生駒市スポーツ施設整備等に伴う調査」において、総合公園体育館には早急に対応を要する箇所が確認され、既設体育館の更新を含めた施設整備の必要性が明らかとなった。

このため、本市では、「生駒市総合公園体育施設リニューアル事業基本構想」及び「生駒市総合公園体育施設リニューアル事業基本計画」を策定し、「スポーツ・健康・交流・防災の拠点」を基本理念として、市民利用を基本としながら、将来的な国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会にも対応可能な新たな総合体育施設の整備を進めている。

本業務は、都市基幹公園の一つである「総合公園」として、都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供する機能は維持しつつ、基本構想及び基本計画に基づき、市民に長く親しまれる「スポーツ・健康・交流・防災の拠点」を実現するため、高度な技術力、創造性、マネジメント能力及び合意形成能力を有する設計者を選定することを目的とする。

(2) 業務名

生駒市総合公園体育施設リニューアル事業基本設計・実施設計業務

(3) 業務内容

「生駒市総合公園体育施設リニューアル事業基本設計・実施設計業務仕様書」に基づき実施すること。

(4) 業務期間

契約締結の日から令和10年4月30日

2. 業務に要する費用（予定価格） 389,895,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

2者以上の事業者で構成する共同企業体での参加も可能とするが、その場合においては、当該共同企業体の構成団体についても次の(1)から(9)の事項をすべて満たさなければならない。

なお、構成団体となった場合は、共同企業体協定書（様式12）を提出しなければならない。

（別に単独で参加すること及び本プロポーザルにおける他の共同企業体の構成団体になることはできない。）

- （１）本業務は既存施設及び敷地条件の把握が提案内容に大きく影響するため、現地見学会への参加を要件とする。
- （２）市に一般競争（指名競争）参加資格審査申請書又は物品・委託業務業者登録申請書を提出していること。ただし、上記申請書を提出していないものは、次に掲げる書類を提出した上で、プロポーザルに参加できることとする。
 - ① 誓約書（暴力団排除関係）（様式１１）
 - ② 法人にあっては、商業登記簿謄本若しくは現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）の写し
 - ③ 個人にあっては、破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書の写し
 - ④ 法人にあっては、最新の事業年度の納税証明書（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）の写し
 - ⑤ 個人にあっては、最新の事業年度の納税証明書（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」）の写し
- （３）公示日現在から受託候補者特定の日までの間、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- （４）地方自治法施行令（昭和２２年５月３日政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- （５）国税及び地方税を滞納していないこと。
- （６）破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- （７）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- （８）次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(9) 公告日時点において、過去15年以内に竣工した延床面積3,000㎡以上の体育館、アリーナ、スポーツ施設又はこれらに類する施設（国民スポーツ大会、全国パラスポーツ大会その他全国規模の大会に対応した施設及び大空間構造を有する施設を含む。）について、基本設計及び実施設計業務を完了した実績を有すること。なお、発注者は官公庁、民間を問わない。

4. 現地見学会

※現地見学会に参加しない者は、本プロポーザルへの応募はできないものとする。

(1) 実施日時・場所

日時 令和8年8月27日（木）10時00分～

場所 生駒市総合公園体育施設 生駒市小明町1807番地1

※生駒市総合公園体育館にて9時40分より受付開始

(2) 参加申込

ア 参加を希望する場合は別紙現地見学会参加申込書（様式2）に必要事項を記入し、電子メールにてスポーツ振興課宛て（sports@city.ikoma.lg.jp）に申し込むこと。メールの到達確認については、メール開封通知を設定するか、電話にて行うこと。

※電子メール送付時は、件名を「【参加者名】生駒市総合公園体育施設リニューアル事業基本設計・実施設計業務プロポーザルに係る現地見学会参加申込書」とすること。

※参加者数等の状況により、複数班に分けて実施することがあります。

イ 提出期限 令和8年8月24日（月）16時30分（必着）

ウ 参加人数 参加者ごとに3名を上限とする。

エ 参加申込書記載の注意事項を必ず確認し、当日は事務局の指示に従うこと。

オ 当日は、会社名が判別できる名札等を着用しないこと。

5. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和8年8月17日（月）～ 令和8年9月4日（金）16時30分（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式1）に記入のうえ電子メールにてスポーツ振興課宛て（sports@city.ikoma.lg.jp）に提出すること。

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

※電子メール送付時は、件名を「【参加者名】生駒市総合公園体育施設リニューアル事業基本設計・実施設計業務プロポーザルに係る質問」とすること。

(3) 回答日

令和8年9月16日（水）15時00分

(4) 回答方法

市公式ホームページに掲載

6. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

下記に記載の部数

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式3） 原本1部
- ② 実施体制各種調書等（ア～ク）及び企画提案書等（ケ～ソ） 原本1部、副本15部
（副本については、提出時に提案者が特定できないものとする。）
 - ア 会社概要（様式4）
 - イ 技術者の概要（様式5）
 - ウ 業務実績調書（様式6）
 - エ 担当技術者調書（様式7）
 - オ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式8）
 - カ 再委託調書（様式9）
 - ※再委託する場合のみ提出すること
 - 再委託先からの再々委託についても記載すること
 - キ 工程表（様式10）
 - ク 共同企業体協定書（様式12）
 - ※共同企業体での参加の場合のみ提出すること
 - ケ 企画提案書（任意様式）
 - コ 参考見積書（任意様式）
- ③ 市に一般競争（指名競争）参加資格審査申請書又は物品・委託業務業者登録申請書を提出していないものはサ～ソ 原本1部
 - サ 誓約書（暴力団排除関係）（様式11）
 - シ 法人にあっては、商業登記簿謄本若しくは現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）の写し
 - ス 個人にあっては、破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書の写し
 - セ 法人にあっては、最新の事業年度の納税証明書（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）の写し
 - ソ 個人にあっては、最新の事業年度の納税証明書（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」）の写し

(2) 作成要領

「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

(3) 提出期限等

- ① 提出期限 令和8年10月6日（火）16時30分（必着）
- ② 提出先 生駒市役所3階 スポーツ振興課

③提出方法 郵送又は持参

※郵送の場合は、到着日時が証明できる方法を利用すること。

※持参の場合は、市役所の閉庁日を除く。

7. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記8で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日：令和8年10月21日（水）予定

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記審査基準に基づいて再評価するとともに、ヒアリング等の内容で加算点を追加し、最も優れている提案者（受託候補者）を特定する。

実施日：令和8年10月27日（火）予定

ヒアリング時間：説明25分以内を予定

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果をメールにより通知する。なお、選考された者のみ、第2次審査の案内を合わせて通知する。

② 第2次審査

審査結果を書面により通知する。

8. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

審査項目	審査内容	配点
① 基本構想・基本計画の理解度及び施設計画・空間構成の実現性	本事業の「基本構想」及び「基本計画」を十分に理解し、施設理念を具体的な施設機能や空間構成として実現しているか。また、市民利用を基本としながら、国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会等への対応や将来の利用ニーズの変化を見据えた提案となっているか。	25
② 都市公園としての機能	総合公園全体との調和や回遊性に配慮し、都市公園として周辺施設との連携や利用者の利便性向上が図られているか。また、景観形成、施設配置、空間構成及び維持管理性を考慮した創造性のある提案となっているか。	15
③ 市民スポーツ拠点としての機能	市民の日常利用から各種大会利用まで対応可能な競技場機能、観覧機能、諸室機能等を備えた施設計画となっているか。	15

④	ファシリティ マネジメント を見据えた屋 内温水プール 整備の提案	本事業では、新たな屋内温水プール整備を検討していることから、市内小中学校のプール授業の集約化や効率的な施設運営を見据えた提案を行うこと。	15
⑤	国スポ・パラ スポ対応	将来的な国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会への対応を踏まえ、競技団体等との協議を想定した競技規格及び動線計画等が検討されているか。	10
⑥	ユニバーサル デザイン	高齢者、障がい者、子ども等、多様な利用者に配慮したバリアフリー計画とし、誰もが利用しやすい施設計画となっているか。	10
⑦	防災機能	災害時の避難所利用を想定し、防災備蓄、非常用電源、災害時動線等、防災機能を考慮した施設計画となっているか。	10
⑧	環境性能・ ZEB対応	脱炭素化及びライフサイクルコスト削減を踏まえ、ZEB Ready以上を基本として、省エネルギー設備及び再生可能エネルギー導入等を検討されているか。	10
⑨	維持管理性及 び経済性	施設整備にあたっては、工事費上限額（概算工事費）を遵守するとともに、必要な性能及び品質を確保したうえで、華美な仕様を避け、維持管理性、更新性、施工性及びライフサイクルコストも考慮した、合理的かつ経済的な施設計画となっているか。	10
⑩	DX・スマート 化対応	施設予約、入退館管理、設備制御等について、ICT活用による利便性向上及び管理負担軽減を検討されているか。	5
⑪	独自提案	本仕様書及び基本構想・基本計画の内容を踏まえ、本市の課題解決や施設価値の向上につながる事業者独自の創意工夫による提案がなされているか。	5
⑫	提案の実現可 能性及び業務 実施体制	提案内容を確実に実現するための実施方針、業務工程、品質管理、リスク管理及び関係機関との協議体制が具体的かつ適切であり、管理技術者をはじめ各担当技術者の配置、役割分担、バックアップ体制等を含め、円滑かつ確実に業務を遂行できる実施体制となっているか。 また、提案内容について、質疑応答を通じて設計責任者及び担当者が十分理解し、技術的根拠をもって説明できているか。（第2次審査のみ）	10
⑬	業務実績	公告日時点において、過去15年以内に竣工した延床面積3,000㎡以上の体育館、アリーナ、スポーツ施設又はこれらに類する施設（国民スポーツ大会、全国パラスポーツ大会その他全国規模の大会に対応した施設及び大空間構造を有する施設を含む。）について、基本設計及び実施設計業務を完了した実績を有しているか。 なお、発注者は官公庁、民間を問わない。	5
⑭	参考見積書	予定価格に対する参考見積書の比率に応じて加点する。	5
合計			150

9. 日程

公示	令和8年 8月17日（月）	
現地見学会申込締切	令和8年 8月24日（月）	16時30分（必着）
現地見学会	令和8年 8月27日（木）	10時00分～
質問受付締切	令和8年 9月 4日（金）	16時30分（必着）
質問回答	令和8年 9月16日（水）	15時00分
企画提案書等受付締切	令和8年10月 6日（火）	16時30分（必着）
第1次審査	令和8年10月21日（水）	予定
第1次審査結果通知	令和8年10月23日（金）	予定
第2次審査	令和8年10月27日（火）	予定
第2次審査結果通知	令和8年11月 上旬	予定
契約締結	令和8年11月 中旬	予定
業務開始	令和8年11月 中旬	予定

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- （1）現地説明会に参加しなかったもの
- （2）提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- （3）提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- （4）提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- （5）ヒアリング等（第2次審査）に出席しなかったもの
- （6）虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- （7）参考見積書の金額が、「2. 業務に要する費用（予定価格）」を超過したもの

11. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

12. その他留意事項

- （1）提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- （2）提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- （3）提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- （4）書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- （5）「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の業務責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。

(6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

13. 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所 生涯学習部 スポーツ振興課 担当：西、喜多村

〒630-0288 生駒市東新町8-38

TEL：0743-74-1111（内線3750、3760）

FAX：0743-74-9100

メール：sports@city.ikoma.lg.jp

企画提案書等作成要領

1 企画提案書（任意様式）

(1) 様式について

- ① 匿名での提案審査が可能となるよう、企画提案書（任意様式）には提案者名や提案者名が推定できる記載を行わないこと。
- ② ページ数は、表紙・目次を除き5ページ（片面印刷）以内にすること。
- ③ 大きさはA3判とすること。
- ④ 言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。
図又はイラストは必要に応じて使用可とする。
- ⑤ カラーでの作成は可能とする。

(2) 内容について

提案書は、本事業の基本理念である「スポーツ・健康・交流・防災の拠点」の実現に向け、基本構想及び基本計画の内容を十分踏まえたうえで作成すること。また、施設の整備効果だけでなく、維持管理性、運営効率性及び将来の施設マネジメントまで見据えた提案とすること。

① 利用者及び管理運営動線

市民利用、競技大会利用、学校利用、施設管理者利用、災害時利用等を想定し、利用者動線、避難動線、搬入搬出動線及び大会運営動線について、具体的かつ合理的な計画を提案すること。

② コスト及びライフサイクルコスト

建設コストの縮減並びに、維持管理費、更新費及び運営費を含めたライフサイクルコストも考慮しながら、可能な限り事業費の縮減を図る具体的な提案を行うこと。

③ 実現可能性

提案内容については、工事費、工程、維持管理及び運営面を踏まえ、実現可能性の高い内容とし、その技術的根拠や採用システム等を可能な範囲で明示すること。

④ スポーツ・健康・交流機能

市民スポーツの推進、健康づくり、多世代交流及び地域コミュニティ形成に資する施設機能や空間構成について具体的に提案すること。

⑤ 防災機能

指定避難所としての活用を想定し、防災備蓄、非常用電源、受援機能、避難者動線等を踏まえた防災拠点機能について具体的に提案すること。

⑥ 環境性能

ZEB Ready 以上を基本とし、脱炭素化、省エネルギー化、再生可能エネルギー活用等について具体的な提案を行うこと。

⑦ DX・スマート施設

施設予約、入退館管理、設備監視、運営管理等について、ICT 及び DX 技術を活用した管理負担軽減及び利用者利便性向上に資する提案を行うこと。

⑧ ファシリティマネジメントを見据えた屋内温水プール整備の提案

本事業では、新たな屋内温水プール整備を検討していることから、市内小中学校のプール授業の集約化や効率的な施設運営を見据えた提案を行うこと。

⑨ 施工性及び維持管理性

施設整備後の維持管理及び設備更新を見据え、施工性、更新性及びメンテナンス性に優れた施設計画を提案すること。

⑩ 既存施設の撤去及び敷地活用

既設体育館敷地を含めた施設整備を予定していることから、既設別棟トイレ、倉庫、相撲場その他既存建築物について、解体撤去方針、アスベスト調査及び跡地利用を含めた総合的な土地利用計画を提案すること。

⑪ 関係機関協議への対応

奈良県との開発（建築）行為事前協議、都市計画法に基づく協議、都市公園法に基づく協議、生駒市中高層建築物等に関する協議その他必要な関係機関協議について、円滑な事業推進に資する対応方針を示すこと。

⑫ 先進事例の活用

類似する体育館、アリーナ、スポーツ施設、学校プール集約施設等の先進事例を踏まえ、本施設に適した具体的な活用方策及び導入効果を提案すること。

2 参考見積書（任意様式）

合計金額（消費税及び地方消費税を含む）を記載

3 その他留意事項

- (1) 正本と副本は同一仕様で作成し、正副の識別が可能な状態とすること。
- (2) 副本については、提出時に提案者が特定できないものとすること。
- (3) 企画提案書の作成及び提出にかかる費用は、提案者の負担とする。
- (4) 同一事業者からの複数の応募及び提案書の提出は認めない。
- (5) 提出後の企画提案書等の変更、撤回及び返却は認めない。
- (6) 企画提案書は、本プロポーザル以外には無断で使用しない。ただし、情報公開条例に基づく公開を除く。